

花の家訪問介護及び第一号訪問事業 料金表

(令和6年6月1日現在)

<訪問介護の場合(要介護1~5の方)>

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割の料金となります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※利用料の負担割合について

介護保険自己負担率は、所得に応じた負担割合となります。負担割合証に記載された1割、2割、3割のいずれかの負担割合額となります。

サービス内容略称	利用時間	基本料金	特定事業所加算(Ⅱ)	利用者負担金
身体介護 01	20分未満 ※前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることが必要。	163円(1割)	16円(1割)	179円(1割)
		326円(2割)	33円(2割)	359円(2割)
		489円(3割)	49円(3割)	538円(3割)
身体介護 1	20分以上 30分未満	244円(1割)	24円(1割)	268円(1割)
		488円(2割)	49円(2割)	537円(2割)
		732円(3割)	73円(3割)	805円(3割)
身体介護 2	30分以上 1時間未満	387円(1割)	39円(1割)	426円(1割)
		774円(2割)	77円(2割)	851円(2割)
		1,161円(3割)	116円(3割)	1,277円(3割)
身体介護 3	1時間以上 (567単位に30分を増す毎に+82単位)	567円(1割)	57円(1割)	624円(1割)
		1,134円(2割)	113円(2割)	1,247円(2割)
		1,701円(3割)	170円(3割)	1,871円(3割)
生活援助 2	20分以上 45分未満	179円(1割)	18円(1割)	197円(1割)
		358円(2割)	36円(2割)	394円(2割)
		537円(3割)	54円(3割)	591円(3割)
生活援助 3	45分以上の場合	220円(1割)	22円(1割)	242円(1割)
		440円(2割)	44円(2割)	484円(2割)
		660円(3割)	66円(3割)	726円(3割)
<p>上記の一ヶ月の総単位の利用者負担金に対して加算されます。 ○介護職員等処遇改善加算Ⅰ (24.5%)</p>				

加算について		
特定事業所 加算（Ⅱ）	基本料金の 10%が加算されます。身体介護と生活援助を合わせて行った場合は、基準額を基にそのサービスの内容に応じて計算された料金となります。 ※サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動、中重度者への対応などを行っている事業所に加算。	
介護職員等 処遇改善 加算（Ⅰ）	1 ヶ月あたりのご利用サービスの総単位数に 24.5%加算。 ※介護職員の賃金改善等を実施しているものとして届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対して指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い 1 ヶ月あたりの総単位数に 24.5%加算されます。	
その他の加算について（適用時）		
早朝・夜間・ 深夜加算	早朝（午前 6 時～8 時）	基本料金の 25%が加算されます。
	夜間（午後 6 時～10 時）	基本料金の 25%が加算されます。
	深夜（午後 10 時～午前 6 時）	基本料金の 50%が加算されます。
初回加算	1 ヶ月につき 200 円（1 割） 400 円（2 割） 600 円（3 割） ※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。	
緊急時訪問 介護加算	1 回につき 100 円（1 割） 200 円（2 割） 300 円（3 割） ※利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービスに計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。	
同一建物減算		
①10%減算	事業所と同一敷地、隣接する敷地の建物に居住する利用者（②か④に該当する場合を除く）	
②15%減算	①の建物に居住する利用者が 1 月 50 人以上の場合	
③10%減算	事業所と同一の敷地、隣接する敷地の建物でなくても、1 つの建物に居住する利用者が 1 月 20 人以上の場合	
④12%減算	正当な理由なく、前 6 ヶ月間に提供したサービスの総数のうち、事業所と同一の敷地、隣接する敷地の建物に居住する利用者へ提供されたサービスの割合が、90%以上の場合（②に該当する場合を除く）	
【2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合】		
★ 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められた場合等で、利用者の同意のもと 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。		

< 第一号訪問事業の場合 >

第一訪問号事業を利用した場合の「基本利用料」は、原則として第一号訪問事業支給費の1割となり、下記の通りです。但し、第一号事業支給費の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※利用料の負担割合について

介護保険自己負担率は、所得に応じた負担割合となります。負担割合証に記載された1割、2割、3割のいずれかの負担割合額となります。

サービス内容	事業対象者 要支援1 要支援2	月単位 定額料金 (利用者負担金)
訪問型サービス費 イ		
1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)		
訪問型サービス イ (1) [1週に1回程度の場合]		1,176円(1割) 2,352円(2割) 3,528円(3割)
訪問型サービス イ (2) [1週に2回程度の場合]		2,349円(1割) 4,698円(2割) 7,047円(3割)
訪問型サービス イ (3) [1週に2回を超える場合]		3,727円(1割) 7,454円(2割) 11,181円(3割)
上記の1ヶ月の利用者負担金に対して加算されます。		
○介護職員等処遇改善加算Ⅰ (24.5%)		
○初回加算 (1ヵ月につき) 200円(1割) 400円(2割) 600円(3割)		
訪問型サービス費 ロ		
1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)		
訪問型サービス ロ (1) [標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合]		287円 (回数払)
訪問型サービス ロ (2) (一) 生活援助が中心である場合 [所要時間 20分以上 45分未満の場合]		179円 (回数払)
訪問型サービス ロ (2) (二) 生活援助が中心である場合 [所要時間 45分以上の場合]		220円 (回数払)
訪問型サービス ロ (3) 短時間の身体介護が中心である場合		163円 (回数払)
○初回加算 (1ヵ月につき) 200円(1割) 400円(2割) 600円(3割)		
訪問型サービス A (現時点では提供なし)	事業対象者 要支援1 要支援2	225円 (回数払い)
加算について (訪問介護型サービス A を利用されている方は「初回加算」のみ該当します。)		

上記の基本利用料は、秋田市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。